

薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金

令和8年度版

市民の居住環境の維持・向上を図り、もって安全・安心な住まいづくりの促進に資することを目的に、市内の施工業者を活用して既存住宅の改修工事を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象住宅

個人住宅又は併用住宅

※ただし、以下は対象外

- 1 定住住宅取得補助金及び定住住宅リフォーム補助金の交付を受けていないもの又は交付を受ける予定のないもの。
- 2 公共工事の施行に伴う補償工事や国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事でないこと。
- 3 原則、過去に当該補助金を受けていないこと。

補助対象者

- 1 住民基本台帳に記録されていること。
- 2 改修工事を行う住宅の所有者
- 3 改修工事を行う住宅に自ら居住し、若しくは居住する予定であり、又はその配偶者若しくは2親等以内の者が居住し、若しくは居住する予定であること。
- 4 市税等を滞納していないこと。
- 5 世帯員に本市職員がいる場合、対象外

受付 期間：5月12日(火)～25日(月)の10日間

場所：建築住宅課建築指導グループ窓口

件数：通常工事・・・65件程度

省エネ等工事・・・100件程度

申請に係る必要書類

- (1) 補助金交付申請書
 - (2) 申請者の住民票の写し
 - (3) 住宅所有者を明らかにする書類の写し
 - (4) 居住者と所有者が異なる場合、2親等以内の親族であることが証明できる書類
 - (5) 市税等の滞納がない証明書
 - (6) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し
 - (7) 工事箇所及び内容の分かる図面等
 - (8) 住宅全体及び工事予定箇所の写真
 - (9) 補助金の受領に係る権限を施工業者に委任する旨の委任状
 - (10) 省エネ等枠を活用する場合は、省エネ等が確認できる書類
- ※ 補助金交付申請書に署名することで、(2)、(3)、(5)を省略できます。

薩摩川内市 建設部 建築住宅課 建築指導グループ

TEL:0996-22-8115内線3642・3643

FAX:0996-23-8389

E-mail: ken-sidou@city.satsumasendai.lg.jp



ホームページ

補助対象となる改修工事に関する事項

通常工事

補助対象工事費の20%上限 **15万円**

- 1 屋根のふき替え、塗装又は補修
- 2 軒樋及び縦樋の交換又は補修
- 3 外壁の張り替え、塗装、補修又は補強
- 4 建築物と一体のテラス、ウッドデッキ、ぬれ縁等の塗装又は補修
- 5 壁、床及び天井の張り替え、補修又は補強
- 6 建具の取替え又は補修
- 7 畳の取替え
- 8 間取りの変更
- 9 増改築工事（建て替え及び新築は除く。）
- 10 便所、風呂、洗面所及び台所の改善（便器、風呂釜、洗面台及びシステムキッチンの取替えを含む。）
- 11 老朽電気配線及びコンセントの取替え工事（火災防止のために行う取替えに限る。）
- 12 1から11までの工事に附属する電気及び給排水工事（下水道へのつなぎ込み及び小型合併処理浄化槽設置に伴う排水工事を除く。）

省エネ等工事

補助対象工事費の20%上限 **20万円**

- 1 省エネルギー性能向上工事
 - (1) 単層ガラスから複層ガラスへの改修
 - (2) 窓等の二重化改修
 - (3) 壁、床及び天井裏への断熱材設置
 - (4) 屋根及び外壁への遮熱又は断熱塗装
 - (5) 外断熱への改修
 - (6) 太陽熱利用システムの設置
 - (7) 節水型便器の設置
 - (8) ヒートポンプ給湯機、ハイブリット給湯機又は家庭用燃料電池の設置
 - (9) ガスコンロからIH機器への改修
 - (10) 照明器具のLED化
 - (11) 同種の取替えについては、性能が向上するものに限る。
 - (12) その他省エネルギー性能向上を目的とする改修
- 2 生活環境向上工事
 - (1) くみ取り式トイレから水洗トイレへの改修
 - (2) 湿式浴室からユニットバスへの改修
 - (3) その他生活環境向上を目的とする改修
- 3 耐震性能向上工事
 - (1) 筋交い等の耐震壁の増設
 - (2) 耐震シェルターの設置
 - (3) 軽量の屋根材へのふき替え
 - (4) その他耐震性能向上を目的とする改修
- 4 防災対策工事
 - (1) 通常瓦から防災瓦へのふき替え
 - (2) 窓ガラスへの防災フィルムの設置
 - (3) 雨戸設置（新設に限る。）
 - (4) 止水壁等の設置
 - (5) その他防災対策を目的とする改修
- 5 バリアフリー工事
 - (1) 玄関又はアプローチの段差解消
 - (2) 階段、廊下、浴室又はトイレの手すり設置
 - (3) 車椅子で使用可能となるような改修
 - (4) その他バリアフリーを目的とする改修

共通事項

- 1 省エネ等工事枠の活用は、それに伴う費用が過半である必要があります。
- 2 工事に要する経費が20万円以上であること。
- 3 市に登録された市内の施工業者が施工すること。
- 4 工事に着手していないこと。
- 5 公共工事の施行に伴う補償工事や国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事でないこと。
- 6 家庭用電化製品、家具等の備品購入等に係る経費でないこと。

